平成２２年（フ）第６１９１号
東京都江東区越中島３丁目６―15―823
債務者　西岡美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１９５号
東京都豊島区長崎２丁目13―３―203
債務者　大山美保子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１９６号
東京都足立区伊興４丁目10―２―102
債務者　高橋　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１９９号
東京都稲城市長峰３丁目２―４―310
債務者　近藤新一郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２００号
東京都杉並区善福寺１丁目19―23―205
債務者　徳田富美恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２０６号
東京都世田谷区世田谷１丁目41―24―203
債務者　中山　　進
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２０７号
東京都渋谷区上原３丁目22―８―202
債務者　山田　久子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１３号
埼玉県東松山市大字早俣227―１
債務者　千代田淳一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１５号
東京都江戸川区一之江６丁目１―20―Ｂ―105
債務者　佐瀬　久彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１６号
東京都杉並区和泉１丁目23―16―302
債務者　荒木　千恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１７号
東京都調布市入間町１丁目32―７―202
債務者　五十嵐玲子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１８号
東京都八王子市諏訪町1923―１―８―110
債務者　蓬田　幸絵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２２６号
東京都稲城市大丸536―５　多摩稲城マンション１―222
債務者　平瀬　隆裕
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０号
静岡市清水区西久保427番地の２、旧住所静岡市清水区向田町８番34号
債務者　外岡　　修
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６号
静岡県牧之原市細江2523番地２の２、旧住所静岡市清水区押切36番地の27
債務者　木内千賀子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部